

平成26年第5回教育委員会定例会記録

平成26年3月26日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成26年 3月26日（水）午後 2時03分～午後 3時31分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子
委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子
教育長 井出 隆安

欠席委員（なし）

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校教育部長 玉山 雅夫
生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂
庶務課長 北風 進 教育企画課長 筒井 鉄也
学務課長 岡本 勝実 特別支援課長 塩畑 まどか
学校支援課長 青木 則昭 学校整備課長 喜多川 和美
生涯学習推進課長 濱 美奈子 済美教育センター所長 田中 稔
済美教育センター統括指導主事 出町 桜一郎 済美教育センター統括指導主事 平崎 一美
済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第13号 杉並区大宮前体育館処務規則を廃止する規則
- 議案第14号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第15号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第16号 杉並区済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正
- 議案第25号 平成26年度杉並区立小中学校の学級編制方針について
- 議案第26号 平成26年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について

(報告事項)

- (1) 学校給食の標準給食費の改定について
- (2) 「就学委員会のあり方」検討報告について
- (3) 高円寺地域における新しい学校づくり懇談会の設置について
- (4) 区立永福小学校統合についてのアンケート調査結果について
- (5) 杉並区中学生レスキュー隊活動指針の改定について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (7) 平成26年度「杉並区中学生海外留学事業（第2期）」の実施について

目 次

議事録署名委員の指名について	5
議案	
議案第13号 杉並区大宮前体育館処務規則を廃止する規則	5
議案第14号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	5
議案第15号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	6
議案第16号 杉並区済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	7
議案第17号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
議案第18号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第19号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
議案第20号 杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第21号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第22号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則	10
議案第23号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第24号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正	12
議案第25号 平成26年度杉並区立小中学校の学級編制方針について	13
議案第26号 平成26年度杉並区立学校及び杉並区立子供の園の学期及び休業日について	14
報告事項	
(1) 学校給食の標準給食費の改定について	17
(2) 「就学委員会のあり方」検討報告について	20
(3) 高円寺地域における新しい学校づくり懇談会の設置について	25
(4) 区立永福小学校統合についてのアンケート調査結果について	26

(5)	杉並区中学生レスキュー隊活動指針の改定について	30
(6)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	32
(7)	平成26年度「杉並区中学生海外留学事業（第2期）」の実施について	33

委員長 皆様、こんにちは。本当に年度末になりましたけれども、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。卒業式関係、修了式関係、参加させていただいたのですけれども、本当に子どもたちがすごく立派な態度で、挨拶の中でも僕も思わず言ってしまったのですけれども、卒業生のみならず在校生の代表で出ている子どもたちが本当に立派な態度で、すばらしいなというふうに改めて思ったところです。各学校の先生方の努力というものもあると思うし、教育委員会事務局の皆さんのお力添えも含めてあるのではないかなと思います。ああいう雰囲気を本当にたくさんの学校で、続けていってもらえるとありがたいかなというふうに思っています。

それでは、ただいまから平成26年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は、對馬委員にお願いいたします。よろしく願いします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が14件、報告事項が7件となっております。

それでは、審議の方に入らせていただきます。まず、初めに、杉並区大宮前体育館の管理を指定管理者が行うことに伴う規定の整備等ということで、日程第1、議案第13号「杉並区大宮前体育館処務規則を廃止する規則」、日程第2、議案第14号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の2議案を一括上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程をされました議案第13号及び議案第14号の2議案につきまして、ご説明を申し上げます。

これらの議案は、本年4月1日に開設をされます新しい「杉並区大宮前体育館」の管理を指定管理者が行うことに伴いまして、関連する規則の廃止及び所要の規定の整備を図るものでございます。

まず初めに、議案第13号「杉並区大宮前体育館処務規則を廃止する規則」をご覧ください。杉並区大宮前体育館の組織その他必要な事項を定めております処務規則を廃止するものでございます。

次に、議案第14号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」をご覧ください。杉並区大宮前体育館及び同館長の公印を廃止するものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案も平成26年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいま一括上程されました議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたら議案番号を最初に言っていただいでから、ご意見等お願いできればと思いますが、ご意見等はいかがでしょう。

それでは、特にはありませんので、一括上程して審議いたしました議案第13号及び議案第14号の2議案について、原案のとおり可決して異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第13号及び議案第14号の2議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第15号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第15号につきまして、ご説明申し上げます。

「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」及び「杉並区スポーツ推進計画」が策定されたこと、並びに、スポーツ祭東京2013の終了に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。まず、学校支援課の分掌事務でございます。「杉並区立小中学校適正配置基本方針」を発展的に継承しまして、新たに策定をいたしました「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」に基づきまして、学校適正規模の確保、学校施設の老朽改築の計画的な実施、及び小中一貫教育の推進など、新しい学校づくりを行うことなどから、所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、スポーツ振興課の分掌事務でございます。今年度、策定をいたしました「杉並区スポーツ推進計画『健康スポーツライフ杉並プラン』」の推進を図っていくこと、また、スポーツ祭東京2013が終了したことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成26年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは、ただいまの議案のご説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、ご意見等はございませんので、議案第15号につきまして、原案のと

おり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第15号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第4、議案第16号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明を再びお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第16号につきまして、ご説明申し上げます。

庶務課及び済美教育センターで所掌してございました「中学生小笠原自然体験交流事業」及び「中学生海外留学事業」の2つの事業、並びに、本年3月に包括協定を締結いたしました「杉並区教育委員会と区内都立学校9校との連携協働」に関する事務につきまして、済美教育センターで所掌することといたしました。このことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。教育指導係の分掌事務に、「生徒の国内外交流事業に関すること」、及び「区内都立学校との連携に関すること」を定めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成26年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明についてご質問等ありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

折井委員 今までも済美教育センターの方で、国内外の交流事業に関しては大きく関わっていらっしゃったと思うのですけれども、このたび、正式にその中に入れるということなんでしょうか。

庶務課長 これまでは、新しい事業ということで、庶務課と済美教育センターで共管、お互い分担をして両課でやってまいりましたけれども、来年度からにつきましては職員を庶務課から済美教育センターに1名増員して、済美教育センター単独で所掌するというので、今回、所掌事務に入れさせていただきました。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

それでは、特に他にはご意見等ございませんので、議案第16号につきまして原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第16号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、住居手当制度の改正に伴う所要の規定の整備等ということで、日程第5、議案第17号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第18号「杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第19号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第20号「杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」の4議案を一括上程し、審議いたします。庶務課長の方からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第17号から議案第20号までの4議案につきまして、ご説明申し上げます。

これらの議案は、昨年の特別区人事委員会勧告に基づく給与に関する条例の一部改正により、住居手当制度が改正されたことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容につきましては、まず初めに、議案第17号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。

住居手当制度につきましては、これまで、持ち家や賃貸住宅などの居住形態や家賃等の負担額の多い少ないに関わらず、定額を対象者に支給するものでございました。今回の制度改正によりまして、支給対象者を借家・借間の居住者であって、月額27,000円以上の家賃を支払っている者に改められたところでございます。

この制度改正によりまして、住居手当の性格が住宅に要する費用に応じて算定されるものとなり、「労働基準法施行規則」第21条に定める割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金に該当することなどから、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算定基礎となる手当の月額から、住居手当の月額を削るものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成26年4月1日としてございます。

次に、議案第18号「杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」の議案を3枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

住居手当につきましては、これまで、扶養親族の有無により手当の月額が異なるものでございました。今回の制度改正によりまして、扶養親族の有無による手当の月額に差を設けないこととしたことから、手当額の区分に係る第2条第3項、第3条第3項及び第5条第2項の規定を削るものでございます。また、家賃と食

費等を併せ支払っている場合におきましては、家賃の額が明確でないときに、家賃の額に相当する額を算出するために、第4条の2の規定を加えるものでございます。

これらのほか、議案の最後に添付をいたしました資料3、改正前の別記様式の下線を引いた箇所につきましては、議案の3枚目に記載の様式のとおり改めるものでございます。これは、扶養の有無というようなものを削除するというものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成26年4月1日とするほか、第2項におきまして、必要な経過措置を定めてございます。

議案第19号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、及び議案第20号、「杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、学校教育職員、いわゆる区費教員に係る規則でございます。それぞれ幼稚園教育職員に係る規則と同様の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。一括上程されました4つの議案についてのご説明がありました。先ほどと同じようにご意見がある場合には議案番号を言っていたからご質問等含めてお願いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

これは、厳しくなっているという考え方というふうに捉えられるのでしょうか。

庶務課長 実額を払っている方については、今、8,000円幾らのが27,000円になりますので、手当としては、重点的に充実を図ったということでございます。

委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご意見等はありませんので、一括上程されました議案第17号から議案第20号までの4議案について、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第17号から議案第20号までの4議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第9、議案第21号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説

明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第21号につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付をいたしました資料をご覧ください。

第1種基礎報酬額を定めてございます別表第3におきまして、都立学校等に勤務する時間講師の第1種基礎報酬額が改定されたことに伴いまして、経験年数9年以上の各経験区分の報酬額を減額改定するものでございます。

施行期日でございますが、平成26年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明について、ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、特にご意見等ありませんので、議案第21号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第21号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第10、議案第22号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長から、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第22号につきまして、ご説明申し上げます。

社会教育センターのホールにおきまして、新たな備付器具として、指揮台を貸し出すため、その使用料を定めるものでございます。

改正の内容でございますが、備付器具及びその使用料を定める別表第2におきまして、指揮台（背面バー付）の使用料を100円に定めるとともに、第1号様式乙の使用申請書、及び第2号様式乙の使用承認書におきまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成26年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの議案のご説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

「地がすり」とは何ですか。

庶務課長 舞台の床全面に敷く布のことでございます。滑りどめや緩衝材になるというものでございます。

折井委員 指揮台ぐらいは無料で貸し出してもいいのではないかな、と思ったりもするのですが、これは細かく設定しているということは、基本的な使用料をできるだけ下げて、その分、必要なものにだけ加算するように、無駄がないように使用料を払ってもらいたいという、そういうことでこのように細かな設定をしていらっしゃるのでしょうか。

庶務課長 使用料につきましては、施設のメンテナンス費用を基に算出をしまして、備付備品等については含まれておりません。したがって、規則によって備品を貸し出す場合には、個別、使った方だけお支払いいただくというような仕組みにしております。

生涯学習推進課長 指揮台、他の備品につきましても、もちろん購入単価から割り出してこういった金額を出しております。今回の指揮台につきましては、背面バーつきなど、特別な注文で高額なもの等でございますので、こういった使用料が発生することになったものでございます。

折井委員 ありがとうございます。

田中委員 指揮台は何台あるのですか。

生涯学習推進課長 今回、新たに設置をしましたのは1台でございます。

委員長 他にいかがでしょうか。

それでは、特にご意見等ありませんので、議案第22号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第22号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第11、議案第23号「杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第23号につきまして、ご説明申し上げます。

小学校、又は中学校で使用する教科書の採択に必要な調査を行います「教科書調査委員会」の構成を改めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。委員である保護者の負担を軽減するとともに、これまでよりも、保護者からの自由かつ達な意見をいただくために、委員としてではなく、必要に応じて意見を聴くことができる者に改めるほか、所要の規定の整備を図るものでご

ざいます。

最後に施行期日でございますが、平成26年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

折井委員 今までも保護者の方々にご協力いただいていたと思うのですが、今までは大体何人くらいの方に、そしてどのような方をお願いをしていたのか。新たな規則を適用した場合にどのような変化があるのかを教えてください。

済美教育センター所長 大体、小学校でやっても、中学校でやっても、小学校 PTA 連合協議会、中学校 PTA 協議会の方からお出しいただいているというような状況でした。ただ、実際のところは、教科の専門の方々にその会に出いただくので、ほとんど意見が言えない状況にあったというのが事実です。今回、このように改正することで、より自由な意見を出せるような、そういう仕組みを整えてまいりたいというふうに考えております。

折井委員 関連しての質問なのですが、教科書を選定するに当たって、数多くの教科書に目を通す必要があると思うのですが、先生方とか校長先生に関しては当然なさっているのはわかるのですが、保護者の方は全ての教科書を目にする機会というのはどのようなところでしょうか。

済美教育センター所長 これまでのやり方でいくと、委員の方には全員お配りしたということになります。ただ、約束事として、区民に対しての展示会をやっておりますので、そちらの方で広くご覧になっていただいて、保護者の方から多くの意見をいただいております。そちらの方も教育委員会の方に資料としてご提示させていただいているという状況になっております。

委員長 よろしいですか。それだけより開かれたというか、そういう形の考え方でいいわけですね。わかりました。

それでは、特に他にはご意見等ありませんので、議案第23号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第23号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第12、議案第24号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

す。

庶務課長 それでは、議案第24号につきまして、ご説明申し上げます。

教職員表彰の表彰者の審査を行います「表彰審査会」の構成を改めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。教職員表彰の表彰者の審査に当たりまして、教職員の顕著な事績等をより実態に即して把握した上で審査を行うため、表彰審査会の構成を改めるほか、所要の規定の整備を図るものでございます。なお、この訓令の改正後におきましては、決定した表彰者につきまして、教育委員会に報告することといたします。

最後に施行期日でございますが、平成26年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

最終的には教育委員会の方に報告をしていただくということで。

庶務課長 はい。

委員長 それでは、特にご意見がございませんので、議案第24号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第24号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第13、議案第25号「平成26年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」の議案を上程し、審議いたします。学務課長からご説明をお願いいたします。

学務課長 学務課長です。よろしく申し上げます。

それでは、私からは議案第25号、杉並区立小中学校の学級編制方針についてご説明いたします。

杉並区立小中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、東京都が定める基準を標準として、杉並区で学級編制を行うこととしております。今回はその内容を方針として定め、平成26年度の杉並区立小中学校の学級編制を行う、というものでございます。

まず、小学校ですが、1番の(1)をご覧ください。第1学年から第6学年ま

でを1学級34人の学級編制といたします。ただし、第5学年と第6学年では児童数が35人から39人までの単学級の場合は学級分割をせずに、1学級のままといたします。

また、学校運営上支障がある場合には、第1学年と第2学年については34人を超えて35人までの学級編制ができるものとし、また第3学年から第6学年までにおいては、34人を超えて40人までの学級編制ができるものいたします。

次に、(2)の中学校についてですが、1学級40人の学級編制といたしますが、第1学年については1学級の平均生徒数が35人を超える場合には、1学級の生徒数の上限を35人として学級を編制できるとしております。

最後ですが、実施時期につきましては、平成26年4月1日としております。

なお、議案の朗読は省略させていただきます。私からの説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

この「学校運営上支障がある場合」というのは。

学務課長 例えば、学級維持をする場合ですね。1年生、2年生、3年生、4年生と、同じクラスでそのまま移行したい場合です。また、物理的に教室が不足する場合、そういった場合もございます。

委員長 特にはよろしいですか。

それでは特にご意見はございませんので、議案第25号につきましては、原案のとおり可決して異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第25号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第14、議案第26号「平成26年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」の議案を上程し、審議いたします。済美教育センター統括指導主事からご説明をお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 議案第26号について、ご説明させていただきます。

平成26年度の子供園、小中学校の教育課程の届出は3月3日から行われ、学期及び休業日については、お手元の資料のとおりとなっております。

まず、学期や休業日の変更についてですが、杉並区立学校及び子供園の管理運営規則において学期や休業日が定められておりますが、教育委員会が必要と認め

るときは変更することができることとなっております。この学期、休業日の変更につきましては、各学校が自校の特色を生かし、また、校長の学校経営計画に沿った教育課程を編制することにより、確かな学力の育成、体験的な学習の実施による生きる力の育成など、各学校の課題の解決が図れるようにするものでございます。

本規則を受けて、富士見丘小、高円寺中の2校から2学期制実施の届出がございました。富士見丘小、高円寺中は平成16年度からの継続でございます。

次に、休業日の変更について説明いたします。休業日におきましても、同管理運営規則により変更が可能となっており、約6割の学校、園から変更の届出がございました。春季休業日の終わりの変更につきましては、子供園6園、小学校3校から、夏季休業日の変更につきましては、子供園6園、小学校20校、中学校15校から、冬季休業日の変更につきましては、子供園6園、小学校2校、中学校1校から、春季休業日の始まりの変更につきましては、子供園6園、小学校3校、中学校1校から、それぞれ変更の届出がございました。詳細につきましては、お手元の資料をご覧ください。

なお、2学期制を届け出た2校の小中学校の秋季休業日につきましては、平日に休業日を設定せず、土曜、日曜、開校記念日を秋季休業日にあてた教育課程となっております。

最後に、提案理由ですが、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」及び「杉並区立子供園の管理運営に関する規則」に基づき、保育日数、授業日数の確保等の理由から表記のとおり学期及び休業日の設定の申請があり、承認が必要であるためでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

2学期制は2校だけなのですね。

済美教育センター統括指導主事 はい、そうでございます。

委員長 学校や園の独自性というか、特色ある教育活動を含めてということで、他地区ではこの辺まで柔軟性を持ってというのはあまり聞かないな、というふうに思うのですけれども、特に、2学期制があるということで、これまで平成16年度

からもそういう形で継続しているということなのですが、特に課題とか、あるいは保護者や地域の方から、何か課題に関わるようなご意見等というのは特には出ていないのですか。

済美教育センター統括指導主事 特に出してございません。教育課程を編制する際には、学校の特色、つまり地域や保護者のお考えとか要望もありますので、そういうものも説明を受けたうえで教育課程を編制するように指導してきておりますので、特段問題があるような報告は受けてございません。

委員長 多分、これまでもずっと継続しているので、そういう意味では学校のそれぞれの特色という形であると思うのですが、例えば、校長先生が代わるたびに変わってしまうということがあっては、あまり好ましくはないと思うので、その辺については地域の方々の、あるいは保護者の方々のご意見も十分に酌んで進めていかなければいけないのではないかと、いうふうに思うのです。

それから、土曜日に卒業式を行ったりとか、入学式を行ったりとかという学校もありますよね。この辺についても、保護者にとってはすごくありがたいだろうな、というふうに僕は思うのですけれども、そういうふうに全校してくれないか、という話みたいなのはありませんでしょうか。

済美教育センター統括指導主事 全校でしてほしいというような声はこちらの方にはまだ来てございません。

折井委員 2学期制が現在のところ2校ということなのですが、大学も2学期制を基本的にとっておまして、ただ、最近は実質4学期制のように短くする、実質的に短くする傾向がどうもあるのですね。つまり、長いスパンで続けるとちょっと学生、生徒が集中力を保つのが難しいというような状況がございますけれども、子どもたちの場合はどのような状況が3学期制に比べてあるのか等々を機会がありましたらぜひ学校の方にヒアリングをしていただけると。今後、2学期制が本当に素晴らしいのであれば、もしくは教育上好ましいのであれば、2校だけではなくて、1つの特徴がある2つの学校だけではなくて、よりよい方向に進む、もしくは2学期制をやってみたのだけれども、やはり3学期制の方がいいということであれば、もともとの3学期制に戻るといえるということもあると思うのですけれども、やはり、ある学校だけの特色のある教育にとどめるのではなくて、そういった教育内容の検証も何らかの形でしていただけると、今後につながっていくのではないかな、というふうに思います。

済美教育センター統括指導主事 学校の教育課程編制の際には、様々な調査ですとか、保護者や地域の方からの意見、アンケート、そういうものを基に編制していくという過程をとっていますので、そういう調査結果についても我々の方では把握して分析することも可能でございますので、そのようなことも検証してまいりたいと考えております。

委員長 では、よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。

それでは、特に他にありませんので、議案第26号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第26号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第15、報告事項の聴取を行います。

初めに、「学校給食の標準給食費の改定について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 では、私から「学校給食の標準給食費の改定について」、ご報告をいたします。

学校給食の標準単価については、平成25年度は小学校中学年で255円、中学校で308円としているところでございます。来年度の標準食単価の設定では、1食あたり小学校で7円、中学校で9円の単価アップを行うものでございます。結果として26年度標準食単価の学年ごとの金額は、1の表のとおりとなっております。

続いて、今回の改定の理由ですが、消費税の引上げと牛乳の供給価格の上昇が見込まれることとございます。

最後に、平成26年度の学校給食の取組ですが、今年度に続きまして米飯給食の推進、国内産食材の使用促進、月2回、7月と11月ですが「国内産食材の日」の設定、こうしたことを初めとして、学校給食使用食材の安全確認の徹底等を図ってまいります。なお、放射性物質の確認検査につきましても、これまでどおり取り組んで安心して食べることができる学校給食を提供してまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

委員長 ありがとうございました。では、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう、これは消費税に関わることなのでいたし方ない部分ですよ。

学務課長 そうですね。ただ、よく計算しますと消費税分より少し下がっているところがありまして、これは昨年度、文部科学省の方から1食あたりの栄養の標準の決まりがあるのですが、それが少し少なくなりました。言い方をかえると、食材の量が若干ですけれども、要するに栄養をこれだけとりなさいというのが、今までより少なくなったので、それに伴って1食分の量が若干少なくなりました。それに対して消費税がアップされているので、消費税分よりは値上がりは少なくなっております。

委員長 なるほど。

折井委員 子どもたちは量を減らされてつらくないのでしょうか。おなかがすかないのでしょうか。

学務課長 これは文部科学省の1食あたり、あくまでも日本人の平均的な摂取の栄養の量などを計算して、今までよりも少ないといってもほんの少しなのですけれども、これぐらいは少ない方が標準的には良いだろうということで算出しておりますので、大丈夫です。

對馬委員 飯椀導入校とは、これはどのぐらいの数があるのでしょうか。

学務課長 今、22校ございます。これは、計画の方で1年あたり3校ずつ増やしていくという計画になっております。

對馬委員 小・中学校、両方で3校。

学務課長 はい、そうです。

委員長 他にいかがでしょうか。

この間、ニュースか何かで、ご飯と牛乳という組み合わせはどうなのだというそういう意見もある、というような話を聞いたのですけれども。

学務課長 日本人で一番不足しがちな栄養がカルシウムでして、そのカルシウムをきちんととって、効率よく、単価も安くとるには牛乳が一番いいということで、実は給食の中では1日分のカルシウムがとれるようになっております。これは、牛乳以外でカルシウムをとろうとすると、非常に単価が高くなってしまいますので、牛乳を給食では必ず飲むようにしているというものです。

委員長 小学校時代には、そういう形でおかないと、というのはすごくあるので、それを聞いたときにそんな話が出てくる時代になってしまったのか、というふうに思ったのですけれども、牛乳は本当に欠かせないものではないかなと思う

ので。ただ、単価が、という部分は気にはなるのですけれども。

田中委員 7円から9円というのは、給食を食べさせていただく方としてありがたいのですけれども、また値上がりすると給食費を滞納する方も増えるのではないかと、というところで、杉並は滞納者というのはどういう状況になっているのでしょうか。

学務課長 ほとんど出ません。年間の児童・生徒数全部の給食費の合計が約14億円なのですけれども、そのうち平成24年度でいいますと3月31日現在で未納額が十数万円です。その後、卒業された後も学校側ではきちんとその滞納の方に対して、お支払いいただきたいということを継続してお願いをしているところです。

委員長 ご苦勞される部分ではないかと思うのですけれども。他にいかがですか。

折井委員 給食費の改定とは離れてしまうのですが、学校給食の話題が出たのでお話をしたいのですけれども、最近、米飯給食があまり多くないと報道で繰り返されていますが、杉並区に関してはすごく多いということで、非常にいいと思いますし、杉並区の給食はおいしいという評判はずっと立っていますので、とてもいいと思うのです。

一方で、これは間違いなく他の区だと思えるのですけれども、子どもたちが好きなメニューを残してもらいたくないという気持ちから、とても現代的なというのでしょうか、今風のメニューが多くて、伝統的な和食がどんどん少なくなっていくと。少なくなればなるほど子どもたちはまた食べる機会を失って好きではなくなっていく、という悪循環で、家庭でもあまり食べる機会がないということで問題だ、というような報道を年に何回か、目にするのですけれども、この単価が若干、消費税分でも上がったということで大差はないと思うのですけれども、ぜひ子どもたちが今後も日本のおいしい和食をきちんとおいしく食べられるような舌を食育として推進していけるように、ぜひ給食のメニューをつくる方には子どもたちの今の好みに合わせないで、将来的に役に立つようなメニューづくりをしてください、ということを強くお願いしたいです。

学務課長 現在、学校でも和食の重要性というのは考えていまして、例えば栄養士がつくる「給食だより」、そうしたものに和食のメニューを紹介しつつ、それぞれにどういう意味があつて、例えばひな祭りの日に出すとか、端午の節句の日に出すとか、ということを教えながら、あわせて栄養士が今日は1年生と2年生というような形で各教室を回って、子どもの食べる様子をじかに見たり、子どもか

ら給食に関する感想を聞いたりしながら、少しでもおいしい給食が提供できるように努めているところです。今、委員からご意見をいただきましたことについても、学校側に伝えまして、一層、和食の推進も図っていききたいというふうに思います。

田中委員 私は逆に、給食展示会など拝見させていただいて、アレルギー対策もそうですけども、栄養士さんはしっかり、本当に個別対応もしっかりなさっていて、ご苦労だなど思っているのです、その点もお伝えください。

学務課長 はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長 脱脂粉乳、コッペパンの時代から比べると本当にすばらしいなというふうに思いますけれども、ぜひよろしくお願いします。

特に、他にはよろしいですか。

(「なし」の声)

ありがとうございました。

それでは、次に「『就学委員会のあり方』検討報告について」の説明を特別支援教育課長からお願いいたします。

特別支援教育課長 私からは、就学委員会のあり方を検討いたしましたその報告をさせていただきます。

今年度、杉並区の特別支援教育推進委員会の下に、就学委員会のあり方検討部会を設けまして、就学委員会のあり方、就学先を決定する考え方、手続の流れなどを検討してまいりました。その内容について報告をさせていただきます。

資料を添付させていただいておりますので、そちらの方をご覧ください。

このたび、障害者権利条約ですとか、学校教育法施行令等の一部改正などを受けまして、杉並区の現状を踏まえながら就学委員会のあり方と、その他、就学先決定の考え方等を検討させていただきました。

基本的な考え方でございます。「共生社会」の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築ということが言われてございます。ですが、障害のある・なしに関わらず、同じ場で学ぶことを目指しつつも、それぞれの子どもたちが授業の内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら生きる力を身につけていくというところを本質的な視点ということで、きちんと押さえて対応していききたいというふうに考えております。

また、最近では、早期から障害ということを発見、療育ということになってござ

いますが、こちらの早期からの支援を教育、保健、福祉、労働など、各分野が一体となって、将来、地域社会に主体的に参加できることを目指して支援を円滑に引き継いでいく、というような考え方で対応していきたいというふうに思っております。

これで、今まで行ってきた入学時のみの、点という形の就学相談から、ずっと継続してやっていくというところと、いろんな分野が連携してやっていくという線、さらに面というような支援に変わっていくということになります。

就学支援相談について、でございます。こちらについては、今、お話し申し上げたとおりに就学先を決定するときだけではなくて、早期から十分な情報を提供いたしまして、就学前の発達相談、療育などを行う機関とも連携をいたしまして、就学先を新就学に向けた丁寧な相談を行ってまいりたいというふうに思っております。

具体的には、保護者に心理査定、それから行動観察の結果なども説明しながら、親御さんにもお子さんの状況について理解を深めていただくこと、それから、特質に応じた教育的ニーズ、おたくのお子様にはこういうニーズがありますね、というようなところも、よく話し合っただけで就学先を決定していきたいというふうに考えております。

また、就学後も必要に応じて継続的に相談を行うこと、それから、話し合っている内容等につきまして、個別の教育支援計画を作成するなどを通じまして、親御さんとも共通に認識していきたいというふうに思っております。

また、今までは、入学時に決定したところからずっと通学をしていただいていたのですけれども、小学校の途中の学年で就学先を柔軟に見直すことも行っていきたいというふうに考えてございます。

詳細については、いろいろと書かせていただきましたので、ちょっとご覧ください。3番目、裏面に参ります、教育支援委員会による総合的判断でございます。

今までは、就学先を決定する際に、学校教育法施行令にございます就学基準のみで検討してきたというところがございます。それを今後は総合的判断ということで、いろいろな視点を交えながら決定をしていくということをしてまいります。

具体的には、書かせていただいているとおり、児童・生徒の障害の状態、それから教育上必要な支援の内容、地域における教育支援や福祉サービスの内容、それからここがとても大切になってくるのですが、本人・保護者の意見、それから

専門家の見立て等を十分に反映していきたいと思っております。杉並区では保護者の意見というのは今までも十分踏まえながらやってきたところですが、国の考え等においても、ここがポイントとなっているところがございますので、今後も保護者の意見は十分参酌しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

この総合的な判断を下すに当たりまして、資料等についてもここに書いてあるとおりのものを揃えながらやっていきたいというふうに考えてございます。

4番目に参ります。総合的判断に基づく合意形成でございます。総合的判断を教育支援委員会である程度下すのですけれども、その後、親御さんとも十分にやりとりをし、個別の教育支援計画などをつくりながら、合意形成を図っていききたいというふうに考えております。就学先の決定後の就学支援相談につきましても、この個別教育支援計画を軸として、支援会議を定期的を開催することで行っていききたいというふうに考えてございます。

5番目に参ります。通級指導学級の入級判定でございます。通級指導学級の入級判定も教育支援委員会の下にきちんと位置付けをし、待機解消を図れるようにやり方を見直していきたいというふうに考えてございます。資料については添付をさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

1枚目の紙に戻っていただきまして、今後の対応でございます。今、「杉並区就学委員会設置要綱」というのがございますが、今回、名称変更をすることに伴いまして、「杉並区就学委員会」から「杉並区教育支援委員会」に名称を変更させていただき、要綱を改正してまいりたいというふうに思っております。

今回の検討した内容につきましては、学校等に周知を図るだけでなく、連携をする関係課、それから機関、様々なところとも情報提供、それから連携をしていく必要がございますので、この内容については説明を十分し、調整をしながら進めてまいりたいと思っております。また、何よりも保護者の方への説明が重要になってくると思っております。一部の保護者様からは既にいろいろなお問い合わせ等もいただいておりますので、パンフレット、ホームページ等でもわかりやすい周知に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

お話しした内容につきましては、平成26年度から反映した教育支援委員会を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今、課長がおっしゃった途中で通常学級の方にということは、保護者の方たちも多分、すごくわからない部分というのが今までであったのではないかと思うので、教育によってその子が伸びてくれば、通常学級の方にということも十分可能だというあたりは、お伝えしておいていただければというふうに思います。

あとは、その子の将来を考えたときに特別支援教育というのがすごく大事なのだというあたりも、あわせて保護者の人にはお知らせしておかないといけないのではないかと思うので、今までやっていなかったというわけではなくて、当然やられていると思うのですけれども、なかなかその辺のご理解が非常に難しい部分があると思います。杉並の場合は本当にすごく充実した形で特別支援教育が進められているというふうにずっと感じていたのですけれども、その辺もすごく大事なところなので、保護者の方たちに自分のお子さんの将来を考えたときに、というのは、ぜひ伝えておいてもらいたいなと思うのです。

特別支援教育課長 ありがとうございます。現在、特別支援教育の推進計画の中には、就学前の段階から将来に向けてこういうあるべき姿になるために、では学齢期に何をするかというところを考えていきたいと思いますということで、全体の絵柄として、そのお子さんの将来に向けた絵柄が載っているのですが、その辺の説明が今までなかなか十分でなかった部分があるかとは思っておりますので、その辺をきちんとお伝えをしたいと思っております。

また、学年の切りかえのところ、小学校の3年だとか4年の段階で学びの場を変えることも可能ですということはきちんとお伝えをし、今、実は小学校に入学する段階で、自分のうちの子どもは特別支援学級ではなくて通常学級に行きたいとか、養護学校ではなくて特別支援学級の方がいいとかということで、なかなか親御さんとの調整が十分できない部分がありますが、今の段階ではここへ行っていただいて、きちんと力を身につけていただければ、そこで身につけた力を踏まえ途中で学びの場をかえることも可能だということは十分お伝えをしながら、伸ばしていくべき力はどこにあるのか、どのような教育であればその力が伸ばせるのかというところは、きちんとお伝えできるようにしていきたいというふうに考えております。

委員長 その辺はやはり、自立という大きな目標があると思うので、それについて

は本当に保護者の方々にも十分ご理解いただくように、大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

折井委員 2つあるのですけれども、3番の総合的判断のところ、専門家の見立て・意見、主治医の診察記録等々を参考にとということなのですから、そもそもお医者さんに行つて、この心理査定とかを受けていないといったようなお子さんというのはいらっしゃるのでしょうか。そして、その場合にはどのような形で保護者の方にお願ひをしているのでしょうか。

特別支援教育課長 子ども発達センターですとか、就学前にどこかの療育機関にかかつていらっしゃるお子さんが非常に多くいらっしゃいます。そういうお子さんですと医療機関にかかっている方が多いのですけれども、場合によっては医療機関に今まで全然受診がない、もしくはこちらで就学相談をする際に、そういう資料の提出が全くないというお子さんもいらっしゃいます。そのために、専門家である医師も同席をし、事前に医師との面談の中でお医者さんがある程度見立てをするというようなところも含めて、相談としてやっていきたいというふうにお願ひしております。

折井委員 ということは、必要に応じて、必ず医師の観察記録というのは得られるということですね。ありがとうございます。

もう1点あるのですけれども、4番の合意形成についての5番、就学先決定後の就学支援相談とあるのですけれども、こちら年2回、各学期などとありますけれども、これはどのお子さんに関しても2回と決まっているのでしょうか。それとも必要に応じて回数を増やすといったようなことは、現在のスタッフで可能なのでしょうか。

特別支援教育課長 ここで言っている就学後の相談というところについては、総合的判断に基づいて特別支援学級が適切だと思つたのにも関わらず、通常学級に行つたお子さんですとか、そういうお子さんについてはやはり丁寧に今、どこまで伸びているとか、そういうところをフォローしていく必要があるというふうにも思つておりますので、学期ごと、もしくは年2回程度、学校、特別支援教育課、保護者で面談をしていこうというふうにお願ひしているところです。こちらについては、現在いるスタッフを充実させておりますので、その中で対応していきたいというふうにお願ひしております。

委員長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

對馬委員 こういう、状態を見てよりその子に合った教育を受けられるような環境を整えるというのはすごく大事なことだと思うのですが、例えば、年度途中とかに支援学級の方がいいな、養護学校の方がふさわしいなと保護者も思ったときに、例えば、介助員であるとか、教員の増員であるとか、そういう意味での対応はできるのでしょうか。

特別支援教育課長 介助員の増員等ですか。現在、年度当初に向けた介助員、支援員の配置作業をやっているところなのですが、ほとんどはそこで配置をしてしまうのですが、もし、どうしてもということによって特別な支援が必要であることがわかれば、お金を流用しても支援員の配置は今までやってきたという状況ではございます。

委員長 他にはよろしいですか。

（「なし」の声）

では、特にはご意見がございませんので、ありがとうございました。

それでは、続きまして、「高円寺地域における新しい学校づくり懇談会の設置について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 昨年11月に策定した「高円寺地域における新しい学校づくり計画」に基づき、杉並区として2校目となる施設一体型小中一貫教育校の平成31年4月開校を目指し、地域の方々と様々な教育課題について検討する「高円寺地域における新しい学校づくり懇談会」を設置することといたします。

現在、杉並第四小学校、杉並第八小学校、高円寺中学校で行われている教育の成果を引き継ぎ、高円寺地域ならではの特色を発揮するとともに、来年4月に開校する新泉・和泉地区の小中一貫教育校の良さも取り込みながら、魅力ある学校づくりを目指してまいります。

本日、教育委員会にご報告申し上げた後、明後日3月28日に別紙2にお示した委員により、第1回懇談会を開くことを予定しております。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

いよいよスタートということで。たくさんの委員の方がいらっしゃるのですが、ご意見がどのような形でどのぐらい出てくるのかというのがあるかと思うのですが、お一人お一人からご意見をたくさんいただけるような、そんな委員会の進め

方というものもすごく大事なのかなというふうに思うので、その辺については考えておいていただければと思います。

学校支援課長 もっと大勢の方に入っていただきたい声もあったのですが、このぐらいまででないと言えど皆さんが意見を言うのは難しいかと思いましたが、この程度に絞らせていただいております。

委員長 いかがですか、よろしいですか。

(「なし」の声)

また、その様子などはお伝えいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、特にございませんで、ありがたうございまして。

それでは、続きまして、「区立永福小学校統合についてのアンケート調査結果について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 昨年4月に統合いたしました永福小学校について、児童、保護者、教員の意見を聴き、教育活動の状況等を把握し、学校運営に生かすとともに今後の新しい学校づくりに役立てるため、2月にアンケートを実施し、その結果がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

調査結果の1ページをお開きください。調査対象としては、今年度、2年生から6年生の児童とその保護者、及び教員です。児童、保護者につきましては、旧永福南小、旧永福小以外からの転校生も含まれております。教員については、昨年度両校に勤務していた教員19名が対象となっております。アンケートの回収数は6に記載してございますが、おおむね皆さんからご協力をいただきました。参考までに、7で学校規模をお示ししましたが、旧永福南小から見ると児童数が約8倍に増え、一方、旧永福小から見ると約15%の増加というような状況になってございます。

アンケート調査結果の構成は、児童編、保護者編、教員編の3部に分かれております。2ページの方をお開きください。こちらは児童を対象としたアンケートの最初でございますが、まず「新しい学校に慣れましたか」というご質問に対して、子どもたちは「慣れた」、「少し慣れた」が98%になっております。下の帯グラフは、その全体の数字のうち旧永福南小、旧永福小の在籍別に示したものでございます。

次に、7ページをお開きください。こちらは「学校行事等について変わったか」

という質問に対して、子どもたちからは、「楽しくなった」という回答が37%、「迫力が出了た」という回答が23%に対して、「やりにくくなつた」という回答は3%ございました。下段にあります学校別で見ると、旧永福南小の児童は「迫力が出了た」という回答が最も多かつたのに対し、旧永福小では「楽しくなつた」という回答が最も多かつたです。

次に、9ページをお開きください。この子どもたちの回答のまとめになります。全体を通して、統合の変化を前向きに受け止めている児童が多いことが伺えます。また、「自分の意見が言いにくくなつた」という児童もおりましたが、今後、より大きな集団の中でも自分らしさを発揮できるような教育環境を提供していきたいというふうに考えております。

次に、保護者編になりますが、14ページをお開きください。児童数が増えたことに対するご質問ですが、全体では「増えてよかつた」という回答が35%、「少ない方がよかつた」という回答は13%でした。学校別では旧永福南小では「増えてよかつた」という回答が過半数でしたが、旧永福小では「今までと変わらない」という回答が過半数でございました。

次に、18ページをお開きください。保護者アンケートのまとめになります。統合に肯定的な意見が4割を超えたのに対し、「よくなかつた」との回答は4%にとどまり、約半数は「どちらともいえない」という意見でした。全体を通して、肯定的な評価が多く見られましたが、課題の指摘や意見も寄せられ、今後の教育活動の充実への期待が感じられます、という形にまとめてございます。

次に、24ページをお開きください。教員編のまとめになりますが、統合により活気のある充実した活動が可能となり、両校の良さを生かしているという声がある一方、初年度ということから生じた教育環境上の課題も指摘されてございます。

最後に、25ページの方に総まとめを記載してございます。大きな傾向は2点ございまして、まず、児童からは肯定的な意識が伺われるのに対し、保護者、教員からの意見では、統合の肯定的な側面をあげる一方で、今後の課題も合わせて指摘していることが1点でございます。

もう1点は、旧永福南小在籍者は統合の変化を感じている一方、旧永福小在籍者からは特に変化がないという回答が多かつたということでございます。こういった形でまとめてございます。

このアンケート結果は、今後の永福小の学校運営に生かしていくとともに、ま

た、新しい学校づくりを検討する上でも貴重な参考意見としてまいります。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。貴重なアンケート結果だというふうに思いますけれども、ただいまのご説明につきましてご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

保護者の方たちは、子どもたちからあまり聞かないのですかね。子どもは「よかった」というのが多いのに、保護者の人は「どちらともいえない」という人もかなりいますよね。

学校支援課長 子どもから聞いて、いいところもあるけれど、やっぱり保護者は冷静な目で見て、違うところもあるのではないかと、課題もあるのではないかと、というところを冷静に分析されているのかなと思います。

委員長 それから、「自分の意見が言いにくくなった」というのは、多分、永福南小の子たちが、人数が多くなったので、という部分で、なかなか十分に慣れていくという部分では時間のかかるお子さんたちもかなりいるのではないかと思うので、その辺は学校の方でぜひ配慮しながら、というか、個別にいろんな形で支援をしていってもらうことが大事なのかな、というふうに思います。

学校支援課長 このアンケート結果を見て、また、先生方にいろいろ考えていただけるというふうに思っております。

委員長 他にいかがですか。よろしいですか。

折井委員 子どもが小学校に上がるとか、違う学校、統合校へ入るといったときに、教育委員会の事務局としては、やはりどうしてもお子さんのことを中心、子どもがなじむか、ということ当然、主眼に考えるわけですがけれども、保護者の立場からすると子どももメインなのですけれども、親も一緒に新しい環境に入らなければいけないということがあって、自分の子どものことを心配しながら、自分も適応するという努力が必要ということで、特に、今回のこの永福小の場合には、環境がほとんど変わらない人たちが隣にいる状況で、少数の人たちがやはり戸惑いが大きかったのは、いたし方ないという部分もあると思うのです。

この中の細かな意見のところに出ていたのですけれども、先生方の方でも意見が出ていまして、保護者の方でも出ていたのですけれども、新しい小学校に行くに当たって、保護者に対しても他の永福小の子どもたち、もしくは保護者の方には特別に何かケアがあると、新しく少数として入らなければいけない状況では、

もう少しスムーズに入れるという可能性もあるのではないかというふうに思います。どうしても新しい環境に入るのは誰しも大変なことですし。

でも、子どもたちがこうやってなじんで楽しいと言ってくれるのは、本当に良かったというふうに思っています。

学校支援課長 今のご指摘、例えば、11ページに保護者のアンケートの問2で「統合する前に心配なことはありましたか」というところ、旧永福南小の保護者の方が「心配なことがあった」が多くて、旧永福小は少なかったのも、それが今、委員がおっしゃったことだと思えます。これについては、今後も統合していく場合には、保護者へのケアも私ども十分に説明していく必要があるかというふうに感じております。

委員長 他にいかがですか。

對馬委員 統合新校を経験したときに、最初の1年間、教員の方は本当に大変だったと思います、今年1年。本当にそれは、お疲れさまと申し上げたい。やはり、子どもたちをどれだけケアできるかということにすごく神経を使われたと思いますので。

これから長い目で見ていったときに、統合は、最終的、結果的には良かったことになると思います。このアンケートからも、特に小さい学校の方はちょっと不安は多かったようではございますけれども、だんだん解消されてきているのかなという雰囲気が見えてきています。入る前は不安が多かったけれども、始まってみてどうですかというところが大分良くなってきていますので、多分、5、6年生は時間が短いですが、低学年の方からずっと年を重ねていけば、やっぱり大規模校になってよかったな、と思ってもらえると思いますので、今後も校内を中心に子どもたちと保護者もですけれども、仲良く、いい教育ができるように努力をしていただければいいと思います。

学校支援課長 先生方に聞いて、やはり初年度ということではいろんな行事が増えて、ちょっと今年は大変だった、という感想もありましたので、その辺もだんだん平準化していくかというふうに思っております。

委員長 他によろしいですか。

田中委員 保護者というのは、やはり新しい環境になじむのは相当、人間関係的に難しい面も確かにあると思いますけれども、子どものアンケート結果では、友達が増えてよかったとか、プラス面の方が多い結果になったことは、すごくいいこ

とだと思うので、時間はかかると思いますけれども、焦らずゆっくり地域の中で子どもを育てるという意味も兼ねて、新しい学校をつくっていただきたいと思います。

学校支援課長 またその辺、学校や学校支援本部などと協力しながら進めていきたいと思います。

委員長 他にいかがでしょうか。

(「なし」の声)

では、ぜひまた、いい学校づくりができればと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、「杉並区中学生レスキュー隊活動指針の改定について」の説明を学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 中学生レスキュー隊活動指針は、編成状況や活動成果等を検証の上、平成25年度を目途に必要な見直しを行うこととなっており、検討を行った結果、別紙のとおり、改定することとなりましたので、ご報告いたします。

資料1の変更点をご覧ください。ここにございますように次の4つの観点から見直しを行いました。

(1)「杉並区教育ビジョン2012」の内容を反映したこと、(2)東日本大震災の経験からの意義を盛り込んだこと、(3)「学校支援本部の役割」を「地域の役割」というふうに、さらに大きく考えまして、記載を変更したこと、(4)卒業後も「学びの成果の還元」を促す体制づくりを明記したことの4点でございます。

では、内容について簡単にご説明いたします。まず、活動指針の1ページをご覧ください。

1、「活動指針策定の趣旨」がございましたけれども、その3つ目に、「中学生レスキュー隊の活動は、地域での活動参加や広報などを通じて区民にも周知され、その地道な活動が評価されています。」と、これまでの成果を入れてございます。

次に、隣の2ページをご覧ください。1、「育てたい生徒像」を教育ビジョンの目指す人間像、①「夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く人」、②「『かわり』を大切にし、地域・社会・自然と共に生きる人」とし、育みたい力を5つ列記してございます。

次に、5ページをご覧ください。5ページは、「学校・地域・区教育委員会の役割分担」となっておりまして、先ほども申し上げました(2)のところは、こ

れまでは「学校支援本部に期待する役割」となっていたところを「地域に期待する役割」ということで、学校支援本部を含め消防署やその他の関係機関等の役割についても記載してございます。

次に、6ページをご覧ください。一番下に「【中学生レスキュー隊の発展的活動】」がございすけれども、その2つ目の丸を加えました。「消防署や防災課との連携を進め、卒業後も継続的に杉並区の防災力の向上へつながる活動を検討していきます。」という形で、レスキュー隊卒業後の視点も持つことといたしました。

次に、8ページをご覧ください。こちらでも2つ目の丸にありますように、「中学生のアンケートでは、『人の役に立ちたい』という中学生レスキュー隊への参加理由が多く見られます。中学生の思いを大切に、消防署等と連携し活動内容を充実させ、災害時に役立つ知識や技能を習得することで、中学生の社会貢献意識や自己有用感をさらに高めていきます。」という文章を加えてございます。

最後に、9ページをご覧ください。こちらは、レスキュー隊の活動指針のイメージ図になります。これまでは、一番上の中学生レスキュー隊の意義・役割を5つ、それから、その下の「中学生レスキュー隊の活動」、「中学生レスキュー隊の発展的活動」、「全生徒が行う活動」という形で構成していたのですが、今回は、その下に「地域」という視点を加えました。そちらで、卒業生や町会、防災会、消防団等との連携を含め、この中で学びの循環という形で活動できるようなものにイメージを変えてございます。

今後は、この活動指針に基づき、中学生レスキュー隊の活動の活性化を図ってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。では、ただいまのご説明にご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

對馬委員 この中学生レスキュー隊卒業生というのは、これで何か組織をつくるというか、例えば、このまま消防団に入りましようとか、そういうことではなくて、卒業生として今、この地域の中にいますよ、という感じでいいのでしょうか。

学校支援課長 先日も、今年の修了式を行ったのですが、そういった卒業生に対して、災害時救援ボランティアへの加入をお勧めして、今後、それへまず加入してくださいと。消防団はまだすぐは加入できないので、そういった支援ボラ

ンティア等の活動を通しながら、大きくなったら今度、消防団に入っていたという視点があるといいかな、というふうに考えております。

委員長 よろしいですか。他に。

学校支援課長 今後、都立高校などと連携もありますから、卒業生がそういったところを通して、また、この中学生レスキュー隊の活動をいろいろと助けていただければいいかな、という視点も考えております。

委員長 よろしいですか。大変すばらしい内容だと思いますので、ぜひ、若い力というか、その力を本当に十分生かしてもらえるように期待をしたいな、というふうに思います。

特によろしいですか。

(「なし」の声)

ありがとうございました。

それでは、次に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告させていただきます。平成26年2月分になります。

資料をご覧ください。2月分の合計は全部で44件でございました。定例のものが39件、新規は5件という内訳です。なお、新規は生涯学習推進課2件、庶務課1件、スポーツ振興課1件、済美教育センター1件となっております。共催・後援の内訳は、共催が11件、後援が33件となっております。累計については記載のとおりです。

続きまして、新規の内容についてご説明させていただきます。ページを1ページおめくりください。生涯学習推進課、こちら、新規が2件ございます。1番上の新規、内容は後援です。団体名「中央フィルハーモニア管弦楽団」、事業名は「中央フィルハーモニア管弦楽団 第67回定期演奏会」でございます。開催期間は平成26年5月25日となっております。

続きまして、2件目は同じく後援で、こちら「佼成学園中学校・高等学校」、事業名は「佼成学園吹奏楽部第4回定期演奏会」でございます。開催は平成27年4月4日となっております。

ページをもう1ページおめくりいただいて、3ページをご覧ください。庶務課で新規がございます。こちら形態は後援となっております。団体名は「荻窪

百点」、事業名は「荻窪百点50周年記念事業」、開催期間は平成26年3月1日から平成27年3月31日までとなっております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。スポーツ振興課で新規がございます。こちらの後援となっております。団体名は「杉並区パドルテニス協会」、事業名は「杉並区パドルテニスミックス大会」、こちら、開催期間は平成26年5月11日でございます。

7ページ目をご覧くださいませでしょうか。最後に済美教育センターの新規がございます。こちらは、形態は共催となっております。団体名は「学習院大学」、事業名は、『共創』の教育をめざして「夏季研修会」でございます。開催期間は平成26年7月25日となっております。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

折井委員 今、情報をお持ちでないかもしれないのですが、1ページ目の3番、定例、後援の事業名「特別講演会」というのがあるのですが、他の事業名に関しては、何となくどのような内容が行われるか、例えば、音楽系のものであるとか、運動系のもとかわかるのですが、唯一これだけがちょっと団体名と事業名を見ても内容が全くわからないのですが、こちらは、例年行われていて安心できる内容というのでしょうか。きちんとした内容であるという事はわかっているのでしょうか。

生涯学習推進課長 例年のものですので、毎年と同じ内容として、こちらに書かせていただいております。すみません、今、内容につきましては手元に資料がございませんが、毎年、こういった後援をして、あとは、こちら全てですけれども、事業が終わりましたら、必ず事業報告をいただいておりますので、事前承認、事後報告をいただいて、それを確認して、また翌年、こういった形で定例のものとして承認をしているものでございます。

委員長 よろしいですか。

(「なし」の声)

それでは、特にご意見としては他にありませんので、ありがとうございます。

それでは、次に、「平成26年度『杉並区中学生海外留学事業(第2期)』の実施について」の説明を済美教育センター所長からお願いいたします。

済美教育センター所長 それでは、私の方から「平成26年度『杉並区中学生海外留学事業（第2期）』の実施について」、ご説明いたします。

資料をご覧ください。本事業は、昨年、次世代育成基金事業として再開された杉並区在住の中学生を交流都市であるオーストラリア連邦ウィロビー市に派遣する事業で、平成26年度はその第2回目となります。

まず、実施目的ですが、第1回と同様、記載のとおりでございます。派遣予定者は、教育長を派遣団長として区内在住中学生25名、校長、教員及び教育委員会事務局職員とし、総勢34名となります。なお、派遣生徒数は本年度より10名増員となっております。また、本年度は対象学年を全学年としておりましたが、平成26年度は英語力等との理由で第2・第3学年に変更しております。実施期間は、平成26年8月20日（水）から9月1日（月）までの機中1泊を含む、本年度と同じ12泊13日でございます。

本事業は、5の事業内容のとおり、結団式、事前学習を行った後、現地での課題解決のための学習、ホームステイや現地の人々との交流等を実施し、事後学習、成果報告までを行います。

派遣生徒の選考方法につきましては、第1次選考が選考委員による応募用紙による書類選考、第2次選考が面接選考となります。本年度は、区立中学校生徒につきましては、校長面接、推薦をもって面接選考に代えておりましたが、平成26年度につきましては、選考委員により区内中学生も面接を行うように変更いたしました。

7番の事業予算、8番の行程（案）、そして、9番は次世代育成基金であること、そして、10番の担当所管は記載されたとおりでございます。

なお、行程（案）につきましては、生徒の学びの大きかった現地校体験、また、グループ別課題研究を1日増やし、海外留学という名の事業名のとおり学習要素を高めてまいりたいと思っております。

また、総合的なマネジメントを今年、新たな関係を構築できた現地マッコーリ大学と連携して進めていこうというふうに考えております。このことにより、派遣生徒が現地高等教育機関等での学習プログラムをより経験することができるようになります。

今後の予定につきましては、4月初旬に実行委員会を行い、決めてまいります。5月14日にマッコーリ大学担当者が来日し、生徒にメッセージを送りたいと

いう要望もございますので、その日を結団式として今現在、考えております。

教育委員会としましては、今後とも本事業が本年度の事業の成果を踏まえ、円滑に、子どもの学びがより大きなものになるよう事業運営を進めるとともに、当日の全行程が無事故で進みますよう万全の態勢で推進してまいります。

以上をもちまして、平成26年度杉並区中学生海外留学事業の実施についての報告を終わります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

対馬委員 今年度は、区内の中学生は各校から1人ずつの推薦だったかと思えますけれども、次年度の25名については、在籍校は問われるのでしょうか。

済美教育センター所長 在籍校は問いません。各校から3人、4人出てくることもあります。そういう中で、最終的に選考をかけまして、総勢25名に絞り込んでいくということがございます。

対馬委員 絞り込む段階で在籍校は問わないということでしょうか。

済美教育センター所長 今のところは、各校1名というふうなことは考えておりません。

委員長 他にいかがでしょう。

折井委員 6番の選考方法ですけれども、こちら、選考委員による応募用紙の審査及び面接とありますけれども、こちら一部だけでも英語力をチェックするような英語面接は行うのでしょうか。

済美教育センター所長 英語の何かが悪っているわけではないのですけれども、今年の面接選考におきましては、最後に面接委員の方から英語で話しかけをさせていただいて、簡単な自己紹介をしてみてください、というような内容でしたけれども、話をするような課程も設けておりました。来年度もそのような形で進める予定です。

折井委員 そうですか。それは応募者の方には周知はするのでしょうか、それともいきなりの面接になるのでしょうか。

済美教育センター所長 選考の内容につきましては、また、実行委員会の方で考えていくことになると思いますけれども、本年度につきましては、それを周知しておりませんでした。ただ、おおよそその子が元気よく答えておりました。

委員長 他にいかがですか。このグループ行動といいますか、これが1回増えるわ

けですね。

済美教育センター所長 はい。

委員長 これは、特に現地の方でいろいろな形の注意とかというか、そういうのがあると思うのですけれども、この辺については。

済美教育センター所長 グループにつきましては、研究内容が同一、あるいは近いものの班別でつくりますので、およそその課題解決ができるような行程を計画しております。なお、今年は、大人が後ろの方に5メートルぐらい離れておりました、なるべく相談しないで自分たちでやるようにというふうにさせていただきました。

委員長 子どもたちにとってはすごく貴重な体験になると思うのですけれども、安全面という面も含めて、と考えると、5メートルぐらい後ろにいたのであればいいとは思いますが、十分その辺もまた、配慮していただかなければいけないのかな、と思います。

他によろしいですか。では、特にありませんので、ありがとうございます。報告事項につきましては、以上となります。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何かご連絡等ございますでしょうか。

庶務課長 次回の日程でございます。定例会でございますけれども、4月9日（水）を予定してございます。本来であれば、午後2時に開会の予定でございますけれども、事務局側の事情がございまして、委員長とご相談の結果、午後3時に開催とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、次回の日程は、4月9日（水）の午後3時の予定ということで、お集まりいただければというふうに思います。

本日はお疲れさまでした。以上で、本日の委員会の方を閉会させていただきます。ありがとうございます。